第49回
定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都品川区北品川五丁目５番15号
大崎ブライトコア３階
「大崎ブライトコアホール」

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く）４名選任の件

事前の議決権行使をいただく場合
2026年12月17日（木曜日）
議決権行使期限　午後５時40分まで

株式会社IC
Be the best partner.

証券コード：4769

証券コード　4769
2026年12月３日
（電子提供措置の開始日　2026年11月26日）

株　主　各　位

東京都港区港南二丁目15番３号
株式会社　ＩＣ
代表取締役社長執行役員　齋　藤　良　二

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第49回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.ic-net.co.jp/

又、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の『東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)』にアクセスの上、「銘柄名(会社名)」に「ＩＣ」又は、コードに「4769」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご確認いただけます。
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

当日の出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、いずれの場合でも2026年12月17日（木曜日）午後５時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1	日　　時	2026年12月18日（金曜日）午前10時 （受付開始　午前９時）
2	場　　所	東京都品川区北品川五丁目５番15号 大崎ブライトコア　３階「大崎ブライトコアホール」
3	会議の 目的事項	報告事項 1.　第49期（2025年10月１日から2026年９月30日まで） 事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び 監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2.　第49期（2025年10月１日から2026年９月30日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く）４名選任の件

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
3. インターネットと書面の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。又、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
4. 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、お送りする書面には記載しておりません。
   ・連結計算書類「連結注記表」
   ・計算書類「個別注記表」
   なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類に含まれております。
5. ご要望に応じて、車いすのサポート、席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等お手伝いさせていただきますので、お気軽にお声がけください。
6. **株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使

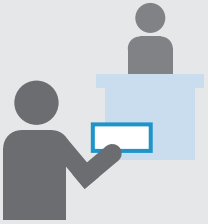

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
又、第 49 回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

開催日時 **2026 年 12 月 18 日 (金曜日) 午前 10 時**
(受付開始：午前９時)

書面による議決権行使

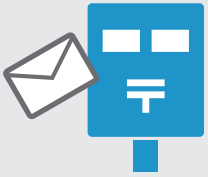

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2026 年 12 月 17 日 (木曜日) 午後５時 40 分到着分まで**

インターネットによる議決権行使



パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 **2026 年 12 月 17 日 (木曜日) 午後５時 40 分まで**

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、①「次へすすむ」をクリックしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された②「議決権行使コード」を入力し、③「ログイン」をクリックしてください。

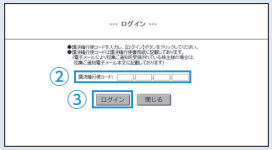

3 議決権行使書用紙に記載された④「初期パスワード」を入力し、実際にご使用になる⑤「新しいパスワード」を設定し、⑥「登録」をクリックしてください。

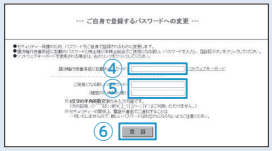

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

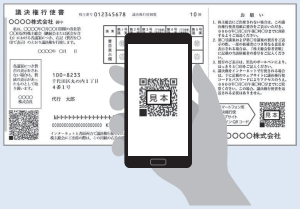

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

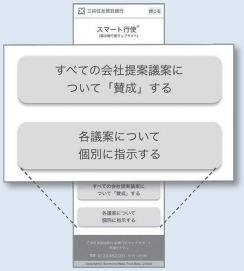

※ QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
※パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。又、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120−652−031
(受付時間　午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。財務体質の強化と将来の事業基盤の拡大に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の維持継続に留意し、業績等を勘案の上、株主の皆様への利益配分政策を実施することを基本方針としております。

上記の基本方針を踏まえ、第49期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしますとともに、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、前期実績40円に普通配当３円、特別配当２円を加え、１株につき45円といたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式　１株につき45円　総額　329,978,790円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年12月21日

第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く）４名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である者を除く）全員（４名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして監査等委員会からの特段の意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である者を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		地位・職位	氏名	取締役会出席状況
1	再 任	代表取締役副社長	みさわ　しょうへい 三澤　昇平	100% (19回／19回)
2	再 任	取締役副社長	いけだ　たかし 池田　貴志	100% (19回／19回)
3	再 任	取締役	すずき　なおと 鈴木　直人	100% (14回／14回)
4	新 任	執行役員経営企画室長	みうら　みつひろ 三浦　光大	―

(注)　鈴木直人氏の取締役会出席状況は、2025年12月19日就任後のものであります。

候補者番号 1

三澤 昇平（みさわ しょうへい）　（1978年５月17日生）　再任



所有する当社の株式の数
25,600株

取締役会への出席状況
100%（19回／19回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 4 月　当社入社
2016年10月　ITソリューション事業部ソリューション営業本部営業部長就任
2018年10月　執行役員事業戦略本部事業開発部長就任
2019年10月　副社長執行役員事業戦略本部長兼事業開発室長就任
2019年12月　代表取締役副社長執行役員事業戦略本部長兼事業開発室長就任
2020年10月　代表取締役副社長執行役員事業戦略本部長就任
2025年10月　代表取締役副社長執行役員就任
現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門、新規サービスの創出を含む事業戦略部門の責任者を歴任し、2019年から代表取締役副社長を務めており、会社全体の経営に対して意思決定及び監督を行うとともに、新規サービスの創出による事業拡大及び新規サービスの育成に尽力しております。こうした経験と実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

池田 貴志（いけだ たかし）　（1971年７月16日生）　再任



所有する当社の株式の数
18,600株

取締役会への出席状況
100%（19回／19回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月　当社入社
2013年10月　ITソリューション開発本部第１部長就任
2019年 3 月　執行役員開発ソリューション本部長就任
2019年10月　上席執行役員ソフトウエアソリューション本部長就任
2019年12月　取締役上席執行役員ソフトウエアソリューション本部長就任
2026年10月　取締役副社長執行役員AXソリューション本部長就任
現在に至る

取締役候補者とした理由

開発ソリューション部門において強いリーダーシップのもと、当社の基盤事業としての成長拡大を牽引してまいりました。2019年に取締役に就任し、開発及び運用ソリューション事業部門の責任者として、当社基盤事業の持続的な発展に尽力しております。こうした経験と実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

鈴木 直人（すずき なおと）（1973年６月30日生） 再任



所有する当社の株式の数
7,400株

取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月　当社入社
2015年10月　ITソリューション事業テクニカル運用本部第１部長就任
2018年10月　執行役員インフラソリューション３部長就任
2019年10月　執行役員インフラソリューション本部長就任
2025年12月　取締役上席執行役員インフラソリューション本部長就任
2026年10月　取締役執行役員ソフトウエアソリューション本部長就任
現在に至る

取締役候補者とした理由

インフラソリューション事業において、運用部門、インフラ部門の部門長を歴任し、お客様との強固な関係を構築し、当社の基盤事業としての成長拡大を牽引してまいりました。2018年に執行役員、2019年に執行役員本部長、2025年に取締役に就任し、現在はソフトウエアソリューション事業部門の責任者として、当社基盤事業の持続的な発展に尽力しております。こうした経験と実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

三浦 光大（みうら みつひろ）（1977年９月10日生） 新任



所有する当社の株式の数
6,100株

取締役会への出席状況
—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 3 月　当社入社
2020年10月　経営企画室長就任
2021年12月　執行役員経営企画室長就任
現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以来、当社業務に幅広く携わり、2020年から経営企画室長、2021年からは執行役員経営企画室長を務めております。経営計画の策定及び推進をはじめ、経営課題への対応や部門横断的な施策の推進を通じて、当社の持続的な成長と経営基盤の強化に尽力してまいりました。こうした経験と実績を当社の経営に活かし、企業価値のさらなる向上に貢献できるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）　1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木直人氏の取締役会への出席状況は、2025年12月19日就任後のものであります。
3. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは対象外にしております。）等を当該保険契約により補填することとしております。役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社における全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
各候補者が取締役に選任され就任された場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。又、役員等賠償責任保険の契約期間は１年であり、当該期間の満了時前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

以　上

「ご参考」

【取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）】

当社は、従来のSES中心のSIerからステップアップし、社会課題の解決に向けた「新規ITサービス」と顧客課題を解決する「企画提案型ソリューション」の展開により、価値創造型IT企業グループへの変革を目指し、引き続き、M&Aや資本提携、人材投資など、将来に向けた成長投資を積極的に実施することとしております。

これらを遂行するにあたり、機関設計として監査等委員会設置会社を採用し、ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制を維持、向上するため、取締役会が２名の独立社外取締役を含む監査等委員会と緊密に連携し、重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図っております。

この監督機能を活かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために、取締役会・監査等委員会がそれぞれ全体として必要なスキルを有していることが求められます。

以上の観点から、当社は、取締役（監査等委員を含む）に求められるスキルを次のとおり選定しており、各候補者が専門的な知識を有している場合、又は各分野における事業責任者としての経歴を有する場合に「〇」を付しております。なお、本一覧表は各候補者が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

氏名	地位	企業経営	財務・会計	法務	コンプライアンス・リスク管理	人事労務・人材開発	新規事業・M&A 研究開発	ＩＴ・品質保証	ＤＸ	営業マーケティング
三澤　昇平	代表取締役副社長（総会後の取締役会で代表取締役社長に選定予定）	○	○	○	○		○	○	○	○
池田　貴志	取締役副社長	○	○		○	○		○	○	
鈴木　直人	取締役	○	○		○	○		○	○	
三浦　光大	取締役		○		○		○	○		
髙瀬　　実	取締役（常勤監査等委員）		○		○	○				

氏名	地位	企業経営	財務・会計	法務	コンプライアンス・リスク管理	人事労務・人材開発	新規事業・M&A 研究開発	IT・品質保証	DX	営業マーケティング
中田　裕規	社外取締役 (非常勤監査等委員)			○	○	○				
小林　靖弘	社外取締役 (非常勤監査等委員)	○	○		○		○		○	○

事業報告（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、中東情勢や米国の通商政策、さらには台湾情勢をめぐる地政学リスクの高まり等、海外景気の停滞が下押し要因となっています。国内においては、円安基調の継続による資材高騰や供給不足等に伴う物価上昇に加え、日銀の利上げによる影響も含め、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する事業環境におきましては、将来的な労働力人口の減少による人手不足や働き方改革への対応、生成AIの用途拡大等を背景に、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）投資やITを活用した業務効率化・生産性向上への需要が堅調に推移いたしました。このような環境下、社会課題の解決や企業競争力の強化を目的としたDXの進展、並びに基幹システムの刷新ニーズの高まりを追い風に、受注環境も良好に推移いたしました。このような状況下、当社グループは、2026年９月期を初年度とする中期経営計画「Growing Beyond 2028」のもと、既存事業の深化及びITサービスの高付加価値化による収益性の向上等により、新たな成長フェーズへの移行を推進しております。

当連結会計年度においては、長期ビジョン「VISION 2031」の実現に向け、「ITサービス」及び「企画提案型ソリューション」におけるサービスの高付加価値化を目的としたマーケティング投資、並びに高度IT人材の育成を継続的に実施してまいりました。又、次世代ITサービスの創出を目指し、体験型セルフビアタップシステム「TapToYou」の事業化、並びに既存のチケットサービスである「チケット for LINE Hybrid」と「HINORI（らくらく入場サービス）」を統合し、大幅に機能を拡充した新たなサービス「LINKET」の提供を開始しました。さらに、スポーツ・教育領域向け能力開発支援システム「iDEP」におきましては、JFAソーシャルバリューパートナー及びJリーグ未来育成パートナーの契約を締結し、IDPメソッドの浸透と「iDEP」の受注拡大に向けた営業活動を推進してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,430百万円（前年同期比2.9％増）となりました。又、営業利益は584百万円（前年同期比13.2％増）、経常利益は677百万円（前年同期比11.9％増）、前連結会計年度に計上しました特別利益の剥落等により、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては422百万円（前年同期比13.0％減）となりました。

2 事業部門別の状況

事業部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

① ITソリューション事業

ITソリューション事業につきましては、情報・通信メディア、建設・土木などの売上が増加したことなどにより、売上高は10,299百万円（前年同期比3.3%増）となりました。

② ITサービス事業

ITサービス事業につきましては、大規模国際イベントに伴う一過性の需要が収束し、平時推移へ戻った影響により、売上高は131百万円（前年同期比22.2%減）となりました。

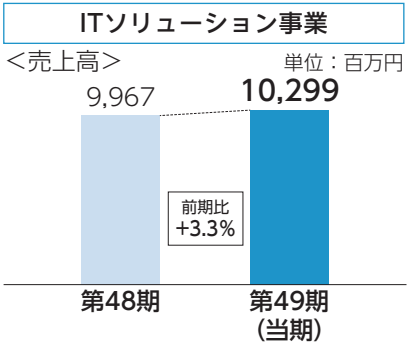

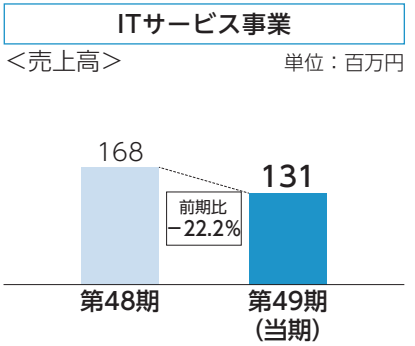

3 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第46期 (2023年９月期)	第47期 (2024年９月期)	第48期 (2025年９月期)	第49期 (当連結会計年度) (2026年９月期)
売　上　高 (百万円)	8,562	9,290	10,136	10,430
経　常　利　益 (百万円)	476	552	605	677
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	372	384	485	422
１株当たり当期純利益	49円06銭	51円65銭	65円31銭	56円97銭
総　資　産 (百万円)	8,175	8,110	8,697	8,813
純　資　産 (百万円)	6,043	6,026	6,428	6,418

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

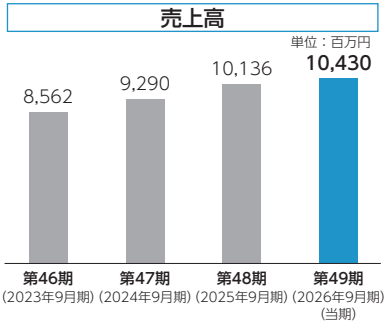

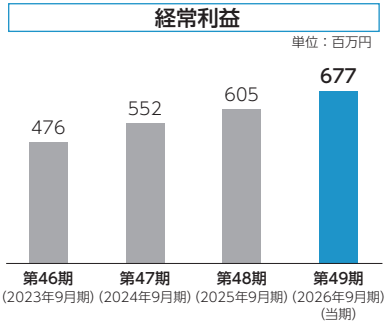

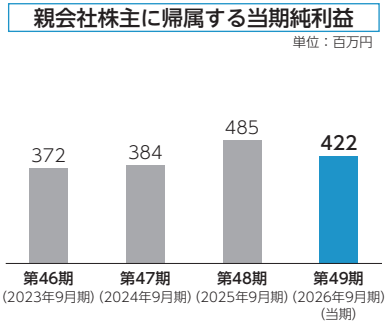

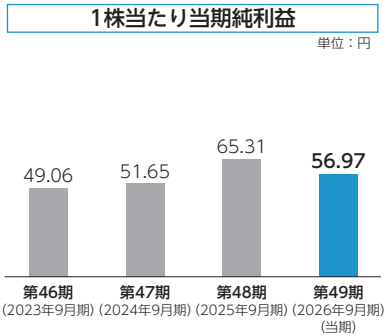

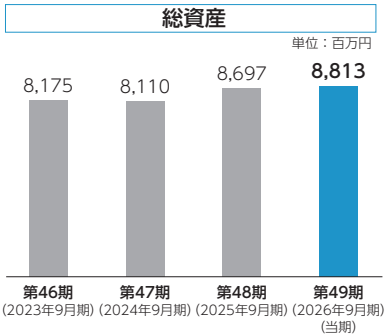

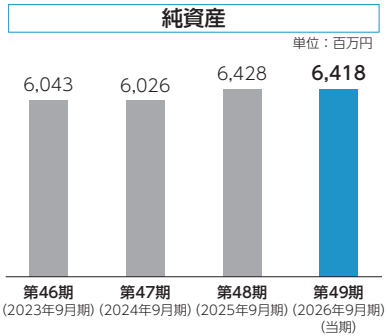

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第46期 (2023年９月期)	第47期 (2024年９月期)	第48期 (2025年９月期)	第49期(当期) (2026年９月期)
売　上　高 (百万円)	8,177	8,893	9,539	9,778
経　常　利　益 (百万円)	461	505	628	715
当 期 純 利 益 (百万円)	375	361	535	580
１株当たり当期純利益	49円45銭	48円68銭	72円08銭	78円20銭
総　資　産 (百万円)	8,105	8,062	8,592	8,892
純　資　産 (百万円)	5,897	5,856	6,479	6,626

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

4 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は43百万円であり、その主なものは社内業務用ソフトウェアの取得であります。

5 資金調達の状況

該当事項はありません。

6 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

7 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

8 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

9 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

10 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、労働力人口の減少や働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制への対応等を背景に、生産性向上や業務効率化を目的としたDXの推進やIT投資の需要が一層高まる等、大きな変化の局面にあります。

又、生成AIやクラウド等の先端技術を活用し、社会課題の解決に直結するビジネスモデルやサービスを創出し、従来の枠を超えた新たな価値提供が求められています。

このような状況の中で当社グループは、今後の事業環境の変化に対応し、将来の持続的成長を目指すべく、2022年９月に新たな長期ビジョン「VISION 2031」及び2026年９月期を初年度とする3か年の中期経営計画「Growing Beyond 2028」を策定いたしました。

① 長期ビジョン「VISION 2031」の概要

コロナ禍を契機に社会・経済環境が急速に変化するなか、社会や顧客の皆様が直面する課題は多様化・複雑化しています。これらの課題を解決することは、IT企業である当社グループの重要な社会的責務であると考えております。

当社グループは、課題解決に直結する積極的な事業展開を通じて、社会課題及び顧客課題の双方に的確に応え、投資家の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに持続的に貢献する「価値創造型IT企業グループ」への変革を推進してまいります。

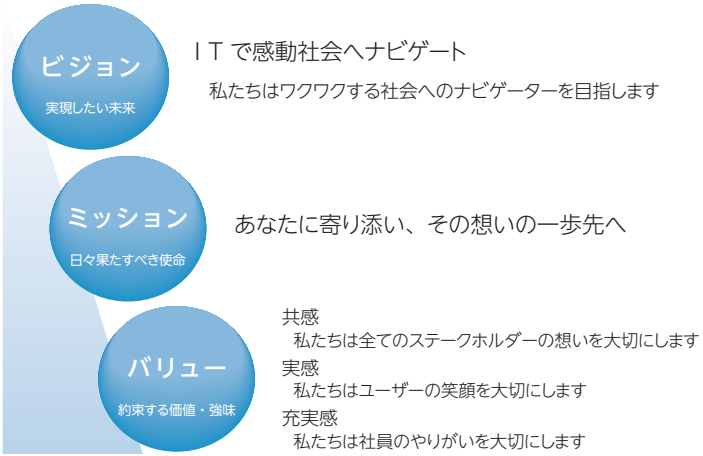

「価値創造型IT企業グループ」へ変革するにあたり、新たに「新規ITサービス」と「企画提案型ソリューション」の２つを展開してまいります。

「新規ITサービス」は、従来から展開している幅広い業界に向けた独自サービスやSaaSをさらに拡充し、社会課題解決に向けたサービスを創出・提供してまいります。

「企画提案型ソリューション」につきましては、ソフトウェア開発、ITインフラ設計構築等の各種サービス提供を行うITソリューション事業において、当社が長年培ってきたIT技術、業務ノウハウを活かしたITコンサルティングにより潜在的課題の抽出・解決までをワンストップで提供してまいります。

新たなサービスとソリューションの展開により、潜在的な課題を抽出
新たな価値創造をナビゲート

社会課題を解決する
新規 ITサービス



顧客課題を解決する
企画提案型ソリューション



② 中期経営計画「Growing Beyond 2028」の概要

本中期経営計画は長期ビジョンにおける第Ⅱフェーズ「事業成長と投資回収」の期間に位置付けられ、第１次中期経営計画にて投資を通じて構築した基盤を活用し、収益性向上と成長の加速を図る成長フェーズとなります。

価値創造型IT企業グループへの変革に向けて、持続的な企業価値の向上を図るとともに、社会課題の解決や顧客価値の最大化を目指してまいります。

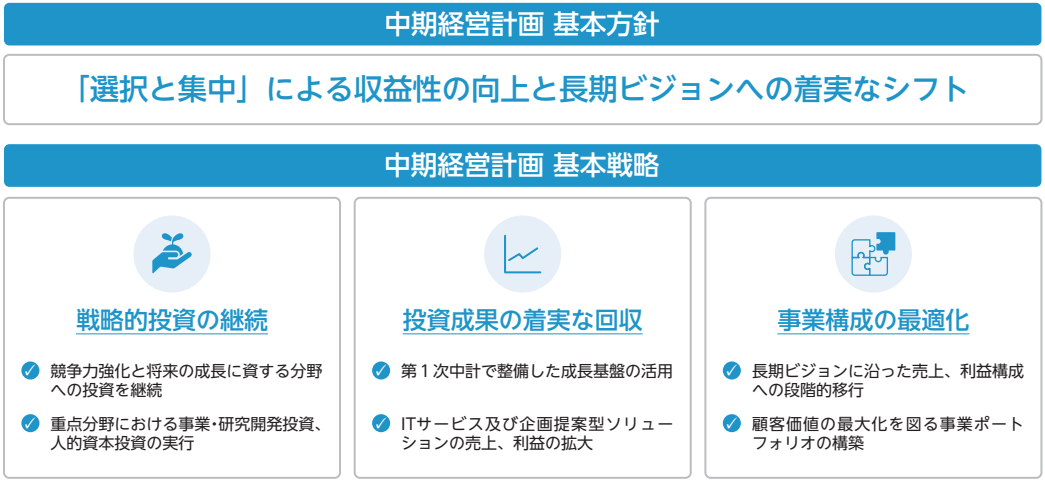

上記の長期ビジョン及び中期経営計画を着実に推進し、成長の加速と収益性の向上を実現するため、当社グループは以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

1)　ITサービスにおける収益化の加速と提供価値の向上

当期に事業化した「TapToYou」や新サービス「LINKET」、並びに「iDEP」をはじめとするITサービスにおいて、パートナーシップの活用や積極的なマーケティング投資を通じて顧客基盤を拡大し、収益性の向上と投資成果の最大化を推進してまいります。あわせて、持続的成長に向けた研究開発投資を推進し、新規ITサービスの創出に注力してまいります。

2)　企画提案型ソリューションの展開と高度IT人材の確保・育成

顧客の潜在課題に対応するワンストップなコンサルティング及び開発体制をさらに強化いたします。これに伴い、生成AIをはじめとした先端技術に対応可能な高度IT人材の採用・育成を着実に推進し、サービスの高付加価値化と生産性向上を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

11 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金	当社の出資比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社シルク・ラボラトリ	10百万円	100.0%	ソフトウェア受託開発 研究開発支援 自社製品開発
株式会社フィート	12百万円	100.0%	多言語音声翻訳アプリケーションサービスの提供
株式会社日本画像配信	25百万円	100.0%	システム技術者派遣 ソフトウェア受託開発

（注）　株式会社フィートの株式は、株式会社シルク・ラボラトリを通じての間接所有となっております。

12 主要な事業内容（2026年9月30日現在）

①　コンピュータシステムの運営管理の受託
②　情報処理サービス、情報提供サービス及びそのコンサルティング並びにこれらに関する労働者派遣業務
③　コンピュータソフトウェアの開発、販売
④　小型コンピュータ、コンピュータ関連機器及び事務用機器の仲介、販売、貸付

13 事業所（2026年9月30日現在）

①　当社の主要な事業所

本　　社	東京都港区港南２丁目15番３号
開発センタ	茨城県土浦市桜町１丁目16番12号

②　子会社の主要な事業所

株式会社シルク・ラボラトリ	東京都新宿区大久保１丁目１番７号
株式会社フィート	東京都港区芝大門１丁目２番８号
株式会社日本画像配信	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目28番6号

14 従業員の状況（2026年9月30日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
786名	21名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
710名	12名減

15 主要な借入先（2026年9月30日現在）

該当事項はありません。

16 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2026年9月30日現在）

1 発行可能株式総数　普通株式　24,000,000株

2 発行済株式の総数　普通株式　7,732,270株

3 株主数　1,905名

4 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
一般財団法人IC齋藤育英会	1,161,426	15.84
ＩＣ従業員持株会	555,738	7.58
光通信ＫＫ投資事業有限責任組合	362,100	4.94
株式会社スカラ	250,000	3.41
史海波	220,000	3.00
山田亨	182,450	2.49
小沢庸司	160,362	2.19
庄子浩	155,200	2.12
須賀明宏	133,450	1.82
上野誠治	107,500	1.47

（注）持株比率は、自己株式（399,408株）を控除して計算しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等（2026年9月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋　藤　良　二	執行役員
代表取締役副社長	三　澤　昇　平	執行役員
取　締　役	池　田　貴　志	上席執行役員ソフトウエアソリューション本部長
取　締　役	鈴　木　直　人	上席執行役員インフラソリューション本部長
取　締　役 （常勤監査等委員）	髙　瀬　　実	
取　締　役 （監査等委員）	中　田　裕　規	永田町法律事務所 株式会社Ｌｉｎｇ監査役 社会福祉法人こじか福祉会理事
取　締　役 （監査等委員）	小　林　靖　弘	株式会社コバ代表取締役 株式会社MMB代表取締役 株式会社アイドマホールディングス社外取締役 株式会社ビスカス社外取締役 株式会社マックスサポート取締役

（注）1. 取締役（監査等委員）中田裕規氏及び小林靖弘氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）髙瀬実氏は、他社にて経理部門及び監査部門を経験し、財務及び会計に関する豊富な知識及び経験を有しております。
3. 社内の情報収集の拡充と共有を図るとともに、内部監査室との十分な連携を通じて監査・監督機能を高めるため、取締役（監査等委員）髙瀬実氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）中田裕規氏及び小林靖弘氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 2025年12月19日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役 大代一寿氏は退任いたしました。
6. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位又は担当の異動は、次のとおりであります。

氏　　名	新	旧	異動年月日
池　田　貴　志	取締役副社長執行役員 ＡＸソリューション本部長	取締役上席執行役員 ソフトウエアソリューション本部長	2026年10月１日
鈴　木　直　人	取締役執行役員 ソフトウエアソリューション本部長	取締役上席執行役員 インフラソリューション本部長	2026年10月１日

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）髙瀬実氏、中田裕規氏及び小林靖弘氏は、損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは対象外にしております。）等を当該保険契約により補填することとしております。

役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社における全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1）基本方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めており、その概要は、取締役の報酬は、世間水準及び経営内容、社員給与とのバランスを考慮してその総額を株主総会決議によって決定すると取締役会で定めております。

上記の基本方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等につきましては固定報酬、賞与及び株式報酬で構成され、監査等委員である取締役の報酬につきましては固定報酬としております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の算定方法に関しては、取締役会にて、株主総会決議の範囲内において決定しております。

当事業年度に係る取締役個人別の報酬等の内容につきましては、世間水準、経営内容、社員給与とのバランスを考慮した水準となっており、その算出方法は基本方針に基づく会社規定に沿った方法で行われていることから、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

2）固定報酬の算定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬に関しましては、役位毎の役割・責任に応じた固定報酬テーブルを定め、各取締役の経営への貢献度を短期・中長期それぞれの視点から総合的に評価し支給しております。又、監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、常勤監査等委員と非常勤監査等委員の別、社内監査等委員と社外監査等委員の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3）賞与の算定方法

取締役の賞与に関しましては、役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルを定め、単年度の業績の達成度と貢献度合いに応じて支給しています。業績の評価指標には、単年度の会社の業績を最も明確に示している指標であるとの考えから、連結売上高及び連結営業利益の達成率を採用し、個人別の貢献度係数を乗じて支給額を算定しております。

当連結会計年度における賞与に係る業績指標の目標は、連結売上高10,558百万円、連結営業利益560百万円であり、その実績はそれぞれ10,430百万円、584百万円です。

4）株式報酬制度

当社は、2020年12月18日開催の第43回定時株主総会決議により、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。又、2025年12月19日開催の第48回定時株主総会において、本制度の内容を一部改定しております。

本制度の概要等については、次のとおりであります。

（本制度の概要等）

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額50,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年31千株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

又、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の１株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、当該契約には、一定期間の譲渡制限、役務提供期間中の継続在任を条件とした譲渡制限の解除、一定の場合における当社による無償取得及び組織再編等が実施される場合の取扱い等を定めるものとしております。

当該定時株主総会終結時点の上記支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）４名であります。

② 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

役員報酬の限度額は、2015年12月18日開催の第38回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役は年額30,000千円以内とそれぞれ決議しております。

当該定時株主総会終結時点の上記支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）４名、監査等委員である取締役は３名であります。

又、金銭報酬とは別枠で、2020年12月18日開催の第43回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入し、さらに2025年12月開催の第48回定時株主総会においてその内容を改定しております。その概要は前記「４）株式報酬制度」に記載のとおりであります。

③ 取締役の個人別の報酬等決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の算定方法に関しては、取締役会にて、株主総会決議の範囲内において決定しております。各取締役の個別評価及び支給額は、代表取締役社長執行役員齋藤良二及び代表取締役副社長執行役員三澤昇平が決定しており、取締役会にて両氏への一任を決議しております。

その委任された権限の内容は、固定報酬については、各取締役の経営への貢献度の評価、賞与については、個人別の貢献度係数の決定です。又、譲渡制限付株式報酬の具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
		固定報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）（社外取締役を除く）	97,356	78,356	19,000	-	5
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	11,600	11,600	-	-	1
社外役員	3,480	3,480	-	-	2

（注） 報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額19,000千円を含んでおります。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係
該当事項はありません。

② 当社又は特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務

役員区分	氏　　名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務
社外取締役 (監査等委員)	中　田　裕　規	弁護士として高度な専門性を有しており、2019年より当社社外取締役(監査等委員）を務めております。 同氏は、その豊富な経験と高度な見識を活かし、当社取締役会において特に法務面を中心に経営上有益な 助言・提言を行うなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。 当事業年度開催の取締役会19回のうち全てに出席し議案の審査に必要な発言を積極的に述べていただきました。又、監査等委員会15回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小　林　靖　弘	会社経営経験並びに上場会社の代表取締役経験から豊富な知見を有しており、2020年より当社社外取締役（監査等委員）を務めております。 同氏は、その豊富な経験と高度な見識を活かし、当社取締役会において特に研究開発及び新規事業計画に関し、経営上有益な助言・提言を行うなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。 当事業年度開催の取締役会19回のうち全てに出席し議案の審査に必要な発言を積極的に述べていただきました。又、監査等委員会15回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

5．会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

井上監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,700千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,700千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

4 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

又、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6．会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効果的に行われることを確保するために、取締役会等で十分審議しなければならない。

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査等委員会の定める監査方針及び分担に従い、経営機能に対する監視・監督を行うこととしており、業務執行取締役の法令違反の制御・防止に寄与するものとする。

又、内部通報制度を設け、役員及び使用人等が、社内において法令違反、不正行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、管理本部長又は顧問弁護士に通報しなければならないと定める。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、情報セキュリティ管理規程、文書取扱規程、その他の管理規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書又は磁気記録的な媒体に記録し保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業の社会的責任遂行、法令遵守の観点から社内規程の整備や諸施策を実施するとともに、ISO 9001：2000（現在は更新により2015）を認証取得し、製品に万全を期する。又、取引の中で個人情報など各種情報を取り扱うため、2003年10月にプライバシーマークを認証取得し、個人情報に関する法令やその他規範の遵守を徹底している。2011年６月にはISO/IEC27001：2005（現在は更新により2022）を認証取得し、ISMSの基準に基づいた情報セキュリティ管理を行っている。

なお、不測の事態が万一発生した場合には、経営トップに迅速に情報が報告され、迅速かつ適切な対応により損害を最小限に抑える体制を整備している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営上の重要事項は、取締役会にて決裁される仕組みになっており、各事業部門の懸案事項などの情報が速やかに報告され効率的に牽制を行っている。又、取締役は、毎月１回開催される取締役会と臨時取締役会に加え取締役間で随時打ち合わせを行い、経営環境の変化などによる戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議など会社の業務執行を効率的に行っている。

⑤　当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行っている。又、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っている。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）監査等委員会が求めた場合、その職務を補助すべき従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査等委員会の意見を参考にする。又、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

2）　監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利益な扱いを受けることがないようにする。

3）　監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、監査等委員会の職務の執行に関するものではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役・使用人は各監査等委員の要請に応じて、必要な報告及び情報の提供を行う。又、当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに、当該事実を監査等委員に報告する。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するため、監査等委員は重要な会議に出席できる。

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。又、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との意見交換を行い監査の実効性を確保する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たず、又、不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

内部統制につきましては、年１回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、適正な内部統制システムの構築・運用に努めております。

経営理念の浸透やコンプライアンスにつきましては、定例の内部統制委員会において、使用人への理解と向上を図りました。又、定例の委員会を通じて各部門における運用状況を確認しております。

3 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。財務体質の強化と将来の事業基盤の拡大に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の維持継続に留意し、業績等を勘案の上、株主の皆様への利益配分政策を実施することを基本方針としております。

（注）本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
又、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科　目	金額
資産の部	
流動資産	**6,087,627**
現金及び預金	3,891,196
売掛金	1,638,283
契約資産	402,649
有価証券	20,211
原材料及び貯蔵品	1,791
前渡金	712
前払費用	106,168
その他	26,613
固定資産	**2,725,825**
有形固定資産	**156,985**
建物	126,532
工具、器具及び備品	29,183
土地	1,269
無形固定資産	**237,971**
のれん	170,291
特許権	1,409
商標権	2,920
ソフトウェア	62,047
電話加入権	1,302
投資その他の資産	**2,330,868**
投資有価証券	2,179,647
従業員に対する長期貸付金	473
長期前払費用	2,854
敷金及び保証金	100,654
会員権	12,593
保険積立金	25,448
繰延税金資産	9,714
その他	0
貸倒引当金	△518
資産合計	**8,813,452**

科　目	金額
負債の部	
流動負債	**2,142,242**
買掛金	270,869
未払金	490,255
未払費用	106,087
未払法人税等	233,898
未払消費税等	105,269
契約負債	181,451
預り金	14,242
賞与引当金	716,695
役員賞与引当金	20,265
その他	3,207
固定負債	**252,882**
退職給付に係る負債	31,429
役員退職慰労引当金	1,874
繰延税金負債	214,978
その他	4,600
負債合計	**2,395,124**
純資産の部	
株主資本	**5,241,624**
資本金	407,874
資本剰余金	440,426
利益剰余金	4,754,716
自己株式	△361,392
その他の包括利益累計額	**1,176,703**
その他有価証券評価差額金	1,176,703
純資産合計	**6,418,328**
負債・純資産合計	**8,813,452**

連結損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		10,430,252
売上原価		8,176,630
売上総利益		**2,253,622**
販売費及び一般管理費		1,669,149
営業利益		**584,472**
営業外収益		
受取利息	7,172	
受取配当金	77,408	
雑収入	13,012	97,593
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	518	
自己株式取得費用	549	
控除対象外消費税等	1,984	
未払配当金除斥損	980	
雑損失	387	4,419
経常利益		**677,646**
特別利益		
固定資産売却益	652	
投資有価証券売却益	151,249	151,902
特別損失		
減損損失	126,100	
ゴルフ会員権評価損	2,237	128,338
税金等調整前当期純利益		**701,210**
法人税、住民税及び事業税	293,995	
法人税等調整額	△15,355	278,639
当期純利益		**422,570**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**422,570**

連結株主資本等変動計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	407,874	440,426	4,629,531	△251,592	5,226,240
当期変動額					
剰余金の配当			△297,386		△297,386
親会社株主に帰属する当期純利益			422,570		422,570
自己株式の取得				△109,800	△109,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	125,184	△109,800	15,384
当期末残高	407,874	440,426	4,754,716	△361,392	5,241,624

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,202,238	1,202,238	6,428,478
当期変動額			
剰余金の配当			△297,386
親会社株主に帰属する当期純利益			422,570
自己株式の取得			△109,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△25,534	△25,534	△25,534
当期変動額合計	△25,534	△25,534	△10,150
当期末残高	1,176,703	1,176,703	6,418,328

貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科　目	金額
資産の部	
流動資産	**5,593,405**
現金及び預金	3,497,999
売掛金	1,575,273
契約資産	375,785
有価証券	20,211
前渡金	712
前払費用	100,267
その他	23,154
固定資産	**3,298,865**
有形固定資産	**156,614**
建物	126,161
工具、器具及び備品	29,183
土地	1,269
無形固定資産	**68,495**
特許権	1,409
商標権	2,920
ソフトウェア	62,862
電話加入権	1,302
投資その他の資産	**3,073,756**
投資有価証券	2,179,647
関係会社株式	758,402
従業員に対する長期貸付金	473
長期前払費用	2,542
敷金及び保証金	94,787
会員権	12,593
保険積立金	25,448
その他	0
貸倒引当金	△140
資産合計	**8,892,271**

科　目	金額
負債の部	
流動負債	**2,048,876**
買掛金	275,217
未払金	463,499
未払費用	99,174
未払法人税等	233,555
未払消費税等	97,610
契約負債	172,729
預り金	10,385
賞与引当金	674,497
役員賞与引当金	19,000
その他	3,207
固定負債	**216,852**
役員退職慰労引当金	1,874
繰延税金負債	214,978
負債合計	**2,265,729**
純資産の部	
株主資本	**5,449,838**
資本金	**407,874**
資本剰余金	**440,426**
資本準備金	389,037
その他資本剰余金	51,388
利益剰余金	**4,962,930**
利益準備金	42,116
その他利益剰余金	4,920,814
別途積立金	525,000
繰越利益剰余金	4,395,814
自己株式	**△361,392**
評価・換算差額等	**1,176,703**
その他有価証券評価差額金	**1,176,703**
純資産合計	**6,626,542**
負債・純資産合計	**8,892,271**

損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		9,778,497
売上原価		7,641,240
売上総利益		**2,137,257**
販売費及び一般管理費		1,513,809
営業利益		**623,447**
営業外収益		
受取利息	6,087	
受取配当金	77,408	
雑収入	12,655	96,151
営業外費用		
自己株式取得費用	549	
貸倒引当金繰入額	140	
控除対象外消費税等	1,984	
未払配当金除斥損	980	
雑損失	22	3,677
経常利益		**715,922**
特別利益		
投資有価証券売却益	151,249	151,249
特別損失		
減損損失	19,302	
ゴルフ会員権評価損	2,237	21,540
税引前当期純利益		**845,631**
法人税、住民税及び事業税	285,720	
法人税等調整額	△20,098	265,622
当期純利益		**580,008**

株主資本等変動計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	407,874	389,037	51,388	42,116	525,000	4,113,191
当期変動額						
剰余金の配当						△297,386
当期純利益						580,008
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	282,622
当期末残高	407,874	389,037	51,388	42,116	525,000	4,395,814

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△251,592	5,277,016	1,202,238	6,479,254
当期変動額				
剰余金の配当		△297,386		△297,386
当期純利益		580,008		580,008
自己株式の取得	△109,800	△109,800		△109,800
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			△25,534	△25,534
当事業年度中の変動額合計	△109,800	172,822	△25,534	147,287
当期末残高	△361,392	5,449,838	1,176,703	6,626,542

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月24日

株式会社ＩＣ
　取締役会　御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　吉松博幸

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田村　光

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＩＣの2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＩＣ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月24日

株式会社ＩＣ
　取締役会　御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　吉松博幸

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田村　光

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＩＣの2025年10月１日から2026年９月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月24日

株式会社ＩＣ　監査等委員会

監査等委員　髙　瀬　　実

監査等委員　中　田　裕　規

監査等委員　小　林　靖　弘

（注）監査等委員中田 裕規及び小林 靖弘は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　**大崎ブライトコア ３階「大崎ブライトコアホール」**
東京都品川区北品川五丁目５番15号　TEL 03－5447－7130（代表）

交　通　**JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン・りんかい線……「大崎駅」新東口（南改札）から徒歩５分**

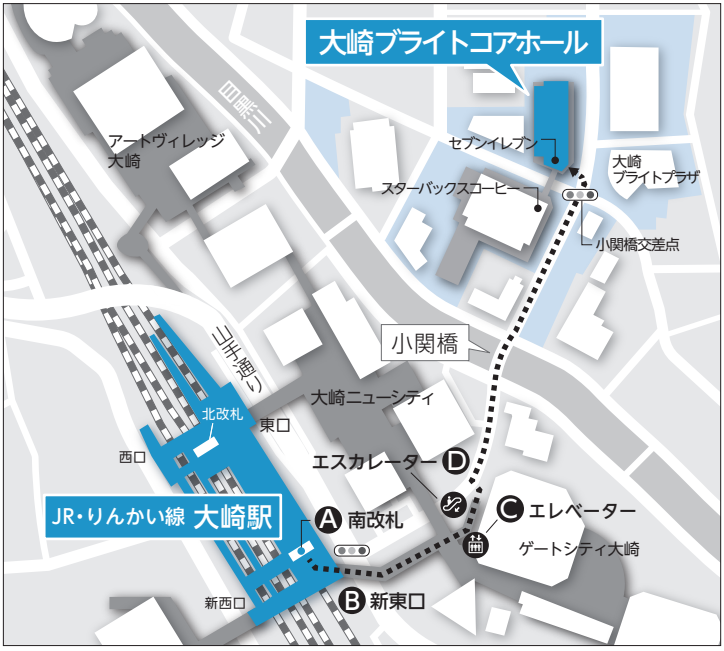

1 南改札口を出て左手、新東口へ
南改札Ⓐを出て左手、**新東口Ⓑ**方面へとお進みください。

2 １階に降りてください
正面に見える**エレベーターⒸ**、又は左奥に設置された**エスカレーターⒹ**で１階に降りてください。
※**エレベーターⒸ**をご利用の際は、１階に降りたらUターンしてください。

3 小関橋を渡り、さらに直進してください
１階に降り、そのまま直進すると川が見えてきます。
小関橋を渡り、さらに直進してください。

4 セブンイレブンが１階に入ったビルの３階になります
直進するとスターバックスコーヒーが左手に見えてきます。
小関橋交差点を渡り、セブンイレブンが１階に入ったビルの３階が「大崎ブライトコアホール」です。

[お願い]※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

電子提供措置の開始日 2026年11月26日

第49回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

(2025年10月１日から2026年９月30日まで)

株式会社ＩＣ

連　結　注　記　表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1．連結の範囲に関する事項
(1)　連結子会社の状況
① 連結子会社の数……３社
② 連結子会社の名称……株式会社シルク・ラボラトリ
株式会社フィート
株式会社日本画像配信

(2)　非連結子会社の状況
該当事項はありません。

(3)　連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

2．持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

3．会計方針に関する事項
(1)　重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
② 棚卸資産
商品、製品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)　重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産……定率法
ただし、1998年４月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
② 無形固定資産……定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（３年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年)に基づく定額法によっております。なお、サービス提供目的のソフトウェアは、５年以内の一定の年数に基づく定額法によっております。

(3)　重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金……従業員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
③ 役員賞与引当金……役員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
④ 役員退職慰労引当金…当社は、役員退職慰労金制度を廃止しております。当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

(4)　退職給付に係る会計処理の方法
小規模企業等における簡便法の採用…連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)　重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは、ソフトウェア開発からインフラ構築・運用までをトータルに提供する「ITソリューション事業」と、市場のニーズに合った自社開発のITサービスをエンドユーザーに向けて販売する「ITサービス事業」を行っておりますが、顧客の業種・業態や事業内容などに合わせ、主に請負契約、準委任契約、派遣契約により対応しております。
請負契約については、原則として契約における義務の履行により別の用途に転用できない資産が生じ、かつ義務の履行を完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、毎月末日までに発生した実際原価が、予想される見積原価の総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。
準委任契約及び派遣契約については、義務の履行により資産が生じる又は資産の価値が増加し、それにつれて顧客が当該資産を支配する、あるいは、義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約で定められた金額に基づき毎月末日に収益を認識しております。
なお、当社グループの取引は、履行義務の充足後、概ね１年以内に対価が回収されているため、重要な金融要素を含んでおりません。

(6)　のれんの償却方法及び償却期間
　　個別案件ごとに判断し、7～10.5年間の定額法により償却を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

1．のれんの評価
(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
　　のれん　　170,291千円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
　　株式会社日本画像配信との企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。
　　のれんの金額は、被取得企業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づいて、回収可能性を判断しております。
　　なお、将来の事業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2．一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識
(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
　　売上高　5,873,863千円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
　　主に請負契約において、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断した契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの実際原価の割合に基づき算定しております。
　　一定の期間にわたり履行義務が充足される契約の見積りにおいて主要な仮定は、総原価見積額であります。総原価の見積りにあたっては、画一的な判断基準を得られにくいため請負契約ごとに類似契約の過去の実績等を参考に、個別に行われる合理的な積み上げ計算によるとともに、定期的かつ継続的に見直しを行っております。
　　また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しております。
　　なお、履行義務が充足される過程にあって、契約条件や仕様の変更等、取引を開始する時点では想定し得なかった事象の発生等により、当初の総原価見積額に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額　　94,628千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

会社名 (場所)	用途	種類	減損損失 (千円)
株式会社IC (東京都港区)	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	53,953
	事業用資産	ソフトウェア等	2,202
株式会社シルク・ラボラトリ (東京都新宿区)	事業用資産	のれん	62,966
	事業用資産	工具、器具及び備品等	1,822
株式会社フィート (東京都港区)	事業用資産	商標権等	5,154

1．減損損失に至った理由

株式会社ICのソフトウェア仮勘定等について、主としてサービス提供目的のシステムの開発費をソフトウェア仮勘定に計上しておりましたが、開発スケジュールに遅延が発生し、その対応を含め方針を見直した結果、当初想定した収益を見込めなくなったことにより投資の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（56,156千円）として計上しております。

当社連結子会社である株式会社シルク・ラボラトリ及び株式会社フィートの事業用資産について、主に収益性の低下に伴い投資の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（合計6,976千円）として計上しております。

また、株式会社シルク・ラボラトリの株式取得に伴い計上したのれんについては、同社及び株式会社フィートの業績が事業計画を下回り、当初想定していた期間内での収益が見込めなくなったことにより超過収益力の毀損が認められたため、回収可能価額を零として減額し、当該減少額を減損損失（62,966千円）として計上しております。

2．資産のグルーピングの方法

主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

3．回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値によって測定しており、正味売却価額は売却見込額から処分費用見込額を控除して算定しております。正味売却価額は他への転用や売却が困難であること、また、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないことから、上記の資産の回収可能価額を備忘価額または零により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	7,732,270	－	－	7,732,270

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月19日定時株主総会	普通株式	297,386	40	2025年9月30日	2025年12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年12月18日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	329,978	45	2026年9月30日	2026年12月21日

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、預金及び安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い、定期的に主要な取引先の信用状況を把握する体制をとることによりリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として株式、投資信託であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。営業債務は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末現在における営業債権のうち61.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,199,858	2,199,858	－
資産計	2,199,858	2,199,858	－

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、及び預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,018,591	－	－	2,018,591
その他	－	181,267	－	181,267
資産計	2,018,591	181,267	－	2,199,858

(2)　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、その時価をレベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
　当社グループの事業は、情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

ITソリューション	ソフトウェア開発	5,287,688
	システム運用	5,011,327
ITサービス		131,236
顧客との契約から生じる収益		10,430,252
その他の収益		－
外部顧客への売上高		10,430,252

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
　収益を理解するための基礎となる情報は、「3．会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
　当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんど全て当連結会計年度の収益として認識されております。
　また、当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1．1株当たり純資産額　　875円28銭
2．1株当たり当期純利益　　56円97銭

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券
子会社株式
移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産
商品、製品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法
ただし、1998年４月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
(2) 無形固定資産……定額法
ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（３年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年)に基づく定額法によっております。なお、サービス提供目的のソフトウェアは、５年以内の一定の年数に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
(3) 役員賞与引当金……役員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
(4) 役員退職慰労引当金…当社は、役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、ソフトウェア開発からインフラ構築・運用までをトータルに提供する「ITソリューション事業」と、市場のニーズに合った自社開発のITサービスをエンドユーザーに向けて販売する「ITサービス事業」を行っておりますが、顧客の業種・業態や事業内容などに合わせ、主に請負契約、準委任契約、派遣契約により対応しております。

請負契約については、原則として契約における義務の履行により別の用途に転用できない資産が生じ、かつ義務の履行を完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、毎月末日までに発生した実際原価が、予想される見積原価の総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。

準委任契約及び派遣契約については、義務の履行により資産が生じるまたは資産の価値が増加し、それにつれて顧客が当該資産を支配する、あるいは、義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約で定められた金額に基づき毎月末日に収益を認識しております。

なお、当社の取引は、履行義務の充足後、概ね１年以内に対価が回収されているため、重要な金融要素を含んでおりません。

(会計上の見積りに関する注記)
一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

1．当事業年度の計算書類に計上した金額
　売上高　　5,584,203千円
2．当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法、金額の算出に用いた主要な仮定、翌事業年度の計算書類に与える影響については、連結計算書類と同一の内容であるため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額　　83,622千円

2．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
　短期金銭債権　　2,709千円
　短期金銭債務　　11,891千円

(損益計算書に関する注記)
関係会社との取引高
　営業取引による取引高
　　売上高　　80,063千円
　　仕入高　　72,288千円
　　販売費及び一般管理費　　6,910千円
　営業取引以外の取引による取引高　　50千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	297,608	101,800	－	399,408

(注)　自己株式の増加101,800株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	19,580千円
未払費用	31,259千円
賞与引当金	212,601千円
役員退職慰労引当金	590千円
投資有価証券減損	23,951千円
その他	140,264千円
繰延税金資産小計	428,249千円
評価性引当額	△138,045千円
繰延税金資産合計	290,203千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	505,181千円
繰延税金負債合計	505,181千円
繰延税金資産（又は負債）の純額	△214,978千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額　　903円68銭

２．１株当たり当期純利益　　78円20銭

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。